相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西尾市家武町落合一一七番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　青山　好美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月六日

愛知県岡崎市緑丘二丁目一番地八ＡＺＡビル二階みどりが丘法律事務所　相続財産管理人　弁護士　安藤　達也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市伊賀町字六丁目一一番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　萩原　きみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月六日

愛知県岡崎市明大寺町字川端一九番地一三山七東岡崎ビル三階　椿総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　美奈（職務上の氏名高**乘**美奈）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住吉区我孫子一丁目五〇番地、最後の住所大阪府堺市北区長曽根町三〇三六番地四　被相続人　亡　川田　勝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月六日

大阪府大阪市北区野崎町七番八号梅田パークビル五階　相続財産管理人　弁護士　岡崎　倫子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県朝来市和田山町竹田五五〇番二番地、最後の住所兵庫県朝来市和田山町竹田五五〇番地二　被相続人　亡　清水　りゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月六日

兵庫県朝来市和田山町東谷一五八番地八　田中司法書士事務所　相続財産管理人　司法書士　藤岡　孝浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市戸畑区天神一丁目四〇番地、最後の住所北九州市戸畑区牧山一丁目一〇番一〇号　被相続人　亡　陶山　亮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月六日

事務所北九州市若松区本町一丁目一二番八号　原田司法書士合同事務所　相続財産管理人　司法書士　原田　美穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県うきは市浮羽町小塩二一五八番地二、最後の住所福岡県うきは市吉井町千年八一九番地　被相続人　亡　原田スナヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月六日

福岡県久留米市田主丸町上原一〇二番地一　相続財産管理人　司法書士　富永　真博

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告の翌日から六ヶ月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該登録都道府県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十九年六月六日

左記代理人　一般社団法人日本家畜商協会　代表理事　江藤　拓

一、住所、氏名　岩手県一関市室根町津谷川字中磯六二、小野　優

一、住所、氏名　岩手県紫波郡紫波町南日詰字箱清水二二五　箱崎　芳三

一、住所、氏名　宮城県登米市米山町中津山字猪込四四九　太田　清一

一、住所、氏名　秋田県雄勝郡羽後町足田字土館三、和泉　嘉郎

一、住所、氏名　秋田県大仙市神宮寺字神宮寺二四の三、今野　七郎

一、住所、氏名　秋田県仙北市田沢湖神代字戸伏松原一四六、細川　甚衛

一、住所、氏名　群馬県前橋市粕川町新屋七九九の四、坂本　正

一、住所、氏名　群馬県前橋市苗ヶ島町一〇六七、北爪伊四次

一、住所、氏名　群馬県前橋市柏倉町一六五、喜楽　健一

一、住所、氏名　千葉県長生郡長南町市野々二二三一、小沢　正治

一、住所、氏名　岐阜県関市小屋名一六六の一、亀山　健治

一、住所、氏名　岐阜県山県市岩佐七六五の三、中村　正紀

一、住所、氏名　岐阜県羽島市江吉良町三〇八の一、縄田　義光

一、住所、氏名　岐阜県岐阜市長良校前町二の三、橋詰　彦八

一、住所、氏名　岐阜県各務原市蘇原柿沢町二の四六、金武　浩

一、住所、氏名　岐阜県高山市山口町三七六、平塚　新一

一、住所、氏名　岐阜県郡上市白鳥町中西九六九の五、武藤　芳郎

一、住所、氏名　宮崎県東諸県郡綾町入野二二八一の二、押田　千秋

一、住所、氏名　宮崎県東諸県郡綾町南俣五五四二、雀ヶ野和良

一、住所、氏名　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野八〇、小田　信夫

一、住所、氏名　宮崎県小林市野尻町紙屋四五三八、岩切　恒一

一、住所、氏名　宮崎県都城市高崎町縄瀬四三六六、坂元　保正

一、住所、氏名　鹿児島県薩摩郡さつま町中津川二八二七、福留　国光

一、住所、氏名　鹿児島県薩摩川内市楠元一三七九、外城　公則

一、住所、氏名　鹿児島県霧島市溝辺麓五八四の二、福丸　春香

一、住所、氏名　鹿児島県霧島市国分重久二一八六、今村　春男

一、住所、氏名　鹿児島県鹿屋市串良町有里二三六一の一、上別府賢一

一、住所、氏名　鹿児島県鹿屋市吾平町上名五四四〇、黒羽子厚美

一、住所、氏名　鹿児島県鹿屋市池園町二三九二、上園　一夫

一、住所、氏名　鹿児島県垂水市中俣一〇八、高野　利幸

一、住所、氏名　鹿児島県垂水市市木二二六三、新原ユキエ

一、住所、氏名　鹿児島県垂水市市木二二六三、新原　幸孝

一、住所、氏名　鹿児島県鹿屋市吾平町麓五三〇八、松元　次雄

一、住所、氏名　鹿児島県鹿屋市花里町七五七六、宮里　次男

一、住所、氏名　鹿児島県鹿屋市串良町有里二三一、道免　政秀

一、住所、氏名　鹿児島県鹿屋市池園町二七二五、末永　光**廣**

一、住所、氏名　鹿児島県鹿屋市串良町有里八五九一、田邊　義隆

右記の者取戻し保証金の額　各二万円也

債権申出の公告（第一回）

当厚生年金基金は、平成二十九年五月一日公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一五号）第一四五条第二項により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月六日

東京都千代田区二番町九番地六　東京化粧品厚生年金基金　代表清算人　青田　靖